解体工事業登録･解体工事業を営もうとする者　（解体工事業を行おうとする都道府県の登録）

但し、５００万以上の解体をする場合は、建設業許可が必要
（土木工事業、建築工事業、とび・土工、コンクリート工事業）

〇登録に係る手数料　●新規登録申請　３２，０００円　　●更新登録申請　２５，０００円

〇登録の有効期間　５年（更新をする場合は、期間が満了する日の３０日前までに最初の登録を受けた時と同じ手続きにより、更新申請が必要）

〇登録を受けるための要件
・不適格要件に該当しないこと
（２年以内に登録を取り消された者でない者）
・技術管理者を選任していること
（下記参照）

※実務経験者・・・一定の実務経験がないと技術管理者にはなれません。

	実務経験年数 / 学歴	解体工事業登録		参考
		通常	講習受講者	建設業許可の場合
実務経験者	一定の学科を履修した大学・高専卒	２年	１年	３年
	一定の学科を履修した高校卒	４年	３年	５年
	上記以外	８年	７年	１０年

※一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。
※講習とは、（社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習をさします。

※有資格者・・・実務経験がなくても技術管理者になれます。（一部の資格を除きます。）

	資格・試験名	種別	資格・試験名	種別
有資格者	建設業法による技術検定	一般建設機械施工	技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
		二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）	建築士法による建築士	一級建築士
		一級土木施工管理		二級建築士
		二級土木施工管理（「土木」）	職業能力開発促進法による技術検定	一級のとび・とび工の技能検定
		一級建築施工管理		二級のとびあるいはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し１年以上の実務経験を有する者
		二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）	国土交通省大臣が指定する試験	※解体工事施工技士試験合格者

※解体工事施工技士試験は、（社）全国解体工事業団体連合会が実施する試験です。
■講習等に関する問い合わせ先（社）全国解体工事業団体連合会 TEL：03-3555-2196

○登録申請書類

	様式番号	書類種類	法人	個人	備考
	第１号	解体工事業登録申請書	要	要	
添付書類	第２号	誓約書	要	要	申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
		技術管理者が省令第７条の基準に適合することを証する書面	要	要	・資格証明書 （原本提示の上コピー添付） ・実務経験証明書（別記様式第３号） ・卒業証明書 ・その他基準に適合することを証する書面
	第４号	登録申請者の調書	要	要	申請者本人、法人役員、法定代理人
		技術管理者の住民票（抄本）	要	要	特別の理由により住民票が添付できない場合はこれに代わる書面
		住民票	要	要	同上（法人役員、個人代表者）
		商業登記簿謄本	要	－	

○別記様式第６号　変更の届出事項と提出書類（変更が生じてから３０日以内）

変更の届出事項	添付書類
・商号、名称又は氏名及び住所	・商業登記簿謄本又は住民票（抄本）若しくはこれに代わる書面
・営業所の名称及び所在地	・商業登記簿謄本（商業登記の変更を必要とする場合）
・法人の場合は、その役員の氏名	・商業登記簿謄本 ・新たに役員になる者がある場合は誓約書及び当該役員の調書 ・住民票（抄本）（新たな役員）
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所	・新たに法定代理人になった者に係る住民票（抄本）又はこれに代わる書面、誓約書及び調書
・技術管理者	・住民票（抄本）又はこれに代わる書面 ・技術管理者が省令第７条の基準に適合することを証する書面（資格証明書、実務経験証明書、卒業証明書　等）

○別記様式第６号　廃業等の届出（廃業等をしてから３０日以内）

廃業等の届出	届出をすべき者
１　死亡した場合 ２　法人が合併により消滅した場合 ３　法人が破産により解散した場合 ４　法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 ５　解体工事業を廃止した場合	１　その相続人 ２　その法人を代表する役員であった者 ３　その破産管財人 ４　その清算人 ５　法人を代表する役員（個人の場合は本人）

○解体工事に係る資材の再資源化に関する法律第２１条第１項の規定により登録を受けたものから証明願があったときは、次により証明書を交付する。（無料）

公印承認

課長	係長	係

令和　　年　　月　　日

北海道知事　鈴木　直道　　様

申請者　　所在地

名　称

代表者　　印

解体工事業登録証明願

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第２１条第１項の規定により登録を受けていることを証明願います。

記

１　名　　称

２　所　　在　　地

３　登録年月日　　平成　　年　　月　　日

４　有効期間満了日　　平成　　年　　月　　日

５　登　録　番　号　　北海道知事　（登－　　）石第　　号

解 体 工 事 業 登 録 証 明 書

１　名　　称

２　所　　在　　地

３　登 録 年 月 日　　平成　　年　　月　　日

４　有効期間満了日　　平成　　年　　月　　日

５　登　録　番　号　　北海道知事（登－　　）石第　　号

上記のとおり建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第２１条第１項の規定により登録を受けていることを証明します。

令和　　年　　月　　日

北海道知事　鈴木 直道

（石狩振興局産業振興部建設指導課指導審査係）

令和　　年　　月　　日

北海道知事　鈴木　直道　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

解体工事業の登録の抹消願

北海道知事（登－　　）石第　　号の解体工事業の登録については、別添の許可通知書（写）のとおり建設業許可を取得したので登録の抹消を願います。